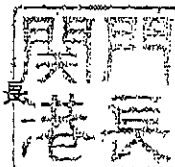


港長公示第10号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年9月13日

関 門 港 長



関門港響新港区における爆発物らしき物の処理に伴う航泊禁止について

関門港響新港区において発見された爆発物らしき物の海中爆破処理作業が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶を除く。

記

1 期間

令和5年9月25日(月)午前9時00分から、海中爆破処理作業終了までの間

ただし、海中爆破処理作業が翌日以降に延期された場合は、令和5年9月26日(火)または10月2日(月)午前9時00分から水中爆破処理作業終了までの間

2 航泊禁止区域

北緯33度58分23.7秒、東経130度42分43.3秒を中心とした半径300メートル以内の海域(別紙「航泊禁止区域略図」参照)

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇等が警戒に当たる。

航泊禁止区域略図

